

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 19 年 2 月 13 日

株主各位

東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
株式会社マックハウス
代表取締役社長 栗原勝利

平成 19 年 2 月 8 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- 平成 19 年 3 月 1 日（木曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 1.2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式 2,599,606 株
 - 分割の方法 平成 19 年 2 月 28 日（水曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を 1 株につき 1.2 株の割合をもって分割する。
ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却または買い受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- (1) 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1 単元（100 株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
 - (2) 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 19 年 3 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
 - (3) 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 4 月 20 日にお届けご住所にお送り申し上げます。なお、分割後の株券は、お手元に到着するまで売却等はできませんので、ご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の場合には、平成 19 年 3 月 1 日から売却が可能となります。ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問合せ下さい。
 - (4) 平成 19 年 3 月 1 日以後になされた単元未満株式の買取請求については、その買取代金のお支払いが平成 19 年 3 月下旬以後となります。（ただし、実質株主名簿に記載された単元未満株式についての買取代金は通常の日程でお支払いいたします。）
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませ下さい。なお、住所変更、改印等届出未済の方は、至急手続きをお済ませ下さい。

株主名簿管理人 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）
同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
野村證券株式会社 全国本支店